

旭医大達第56号

旭川医科大学専攻長に関する規程を次のように定める。

令和3年6月16日

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学専攻長に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則(平成16年旭医大達第148号。)第33条第2項の規定に基づき、旭川医科大学における専攻長に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 専攻長は、専攻における教育を総括し、及びその運営を調整する。

(任命)

第3条 専攻長は、学長が指名する副学長又は学長補佐をもって充てる。

(任期)

第4条 専攻長の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 専攻長が欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年6月16日から施行する。

【制定理由】

新たに専攻長を設置することから規程を制定するものである。